

平成 17 年第 2 回防府市議会定例会会議録（その 5）

平成 17 年 6 月 29 日（水曜日）

議事日程

平成 17 年 6 月 29 日（水曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第 57 号 防府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
(総務委員会委員長報告)
- 4 議案第 58 号 防府市中高年齢労働者福祉センター設置及び管理条例中改正について
(経済委員会委員長報告)
- 5 議案第 64 号 平成 17 年度防府市一般会計補正予算（第 1 号）
(各常任委員会委員長報告)
- 6 議案第 65 号 平成 17 年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）
(教育民生委員会委員長報告)
- 7 推薦第 2 号 防府市農業委員会委員の推薦について
- 8 意見書第 1 号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書
- 9 意見書第 2 号 地方議会制度の充実強化に関する意見書
- 10 決議第 1 号 市民生活を支える道路整備の推進と道路予算の拡充を求める要望決議
- 11 決議第 2 号 山口県立工業高等学校の設置を求める要望決議
- 12 常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（30 名）

1 番	今 津 誠 一 君	2 番	伊 藤 央 君
3 番	松 村 学 君	4 番	山 下 和 明 君

5番	重川恭年君	6番	斉藤旭君
7番	藤本和久君	8番	弘中正俊君
9番	田中敏靖君	10番	木村一彦君
11番	山本久江君	12番	横田和雄君
13番	平田豊民君	14番	安藤二郎君
15番	藤野文彦君	16番	三原昭治君
17番	高砂朋子君	18番	行重延昭君
19番	原田洋介君	20番	河杉憲二君
21番	河村龍夫君	22番	大村崇治君
23番	佐鹿博敏君	24番	山根祐二君
25番	田中健次君	26番	馬野昭彦君
27番	中司実君	28番	山田如仙君
29番	深田慎治君	30番	久保玄爾君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	和田康夫君	教育長	岡田利雄君
教育委員会参事	恵藤豊君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長	檜垣健次君	議会事務局次長	徳富健司君
--------	-------	---------	-------

午前10時

開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

7番、藤本議員、8番、弘中議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議案第57号防府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について

（総務委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） 議案第57号を議題といたします。本案については総務委員会に付託されておりましたので、総務委員長の報告を求めます。20番、河杉議員。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

20番（河杉 憲二君） ただいま議題となっております、議案第57号防府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定につきまして、去る6月23日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本案は、平成15年9月に施行された公の施設の管理に係る地方自治法の一部改正に伴うもので、公の施設の管理について、現行の管理委託制度が廃止され、新たに指定管理者制度が創設されたことから、来年の9月までには指定管理者にするか、もしくは直営とするか決定して、所要の手続を完了する必要があることから、上程されたものでございます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「施設の運営について、条文にうたわれていないが、どのようにするのか。また、指定の期間については、条文にないがどうか。「事業報告書を提出すること」となっているが、報告書の内容について規定がないがどうか」との質疑に対して「運営に関する項目については、個別条例で規定し、さらに具体的なことは、募集要項もしくは協定書の中に設けていきたいと考えております。住民福祉の向上のための施設の設置目的に沿って、管理、運営について仕様書の中で示して募集をいたします。指定の期間は、個々の施設ごとに将来計画を見据えて、施設の特事情を考慮しながら、将来計画に柔軟に対応するためにも、募集要項で設定していきたいと考えています。市が選定委員会で候補者を決定し、議会の議決をもって指定されます。その議案の中で期間についても御協議いただくこととなります。事業報告は、毎年度終了後60日以内に行うことと規定していますが、その内容は管理業務の実施状況、利用状況、

経費の収支状況等が考えられます」との答弁がございました。

「指定候補者の選定に当たっては、公正性、透明性が求められ、外部の方々の意見を的確に反映していく必要がある。選定委員会に専門家などの第三者を委員に加えるようなこともあるのか」との質疑に対して「選定委員会は、内部の職員で部長以上での構成を予定しております。評価に当たって、住民の平等な利用が確保できるかどうか、また、施設の効用を最大限に発揮できるかなど、さまざまな項目に基準を設けて点数評価をいたします。点数化によって、公平性、公正性が保てるものと考えています」との答弁がございました。

「市民が運営協議会等を通して、施設の運営にいろいろかかわっておられるが、公の施設が民間に移行することに伴って、市民の参加の保障はどうか」との質疑に対して「現在、市民参画が行われているところは、現状のレベルを失うことはないと思います」との答弁がございました。

「民間業者が倒産した場合等の損害の責任はどこが負っていくのか」との質疑に対して「民間業者の経営状況が悪くなれば、地方自治法第244条の2第10項により、随時、指示権を行使することになります。また、リスクの負担については、協定の中で、物価変動、金利変動、行政的要因、自然災害など、さまざまに項目を設けてリスク分担を考えております」との答弁がございました。

「情報公開について、指定管理者が講じなければならない「必要な措置」とは何か」との質疑に対して「市と同じレベルでの情報公開は必要と考えています。指定管理者として公共性を担保するためには、積極的な情報公開とともに、指定管理者が期間内にどのような運営をしていくのか、利用者に見えるよう透明性の高い情報公開をするということでございます」との答弁がございました。

「議会に対して、報告規定や業務の監査の規定もなく、利用料金についても予算書に上がらず、議会としてのチェック機能が後退しているが」との質疑に対して「事業報告について、毎年度終了後60日以内に地方公共団体に報告するよう義務づけがされています。議会への報告義務はうたってありませんが、議会に経営状況報告を行っている団体が指定管理に移行した場合、経営状況報告の中で報告がされるものと思われます。それ以外の団体は、経費が委託料として支出されますので、決算認定の段階で説明申し上げる必要があると思います。監査については、出納関係の監査は自治法に規定があります。利用料金については、条例内で市長の承認のもとに指定管理者が決定できることになっており、議会において上限を見定めていただきたく思います」との答弁がございました。

「指定管理者導入の施設についてはどうか」との質疑に対して「予定では14施設あり、このうちサンライフだけが公募となります。残りの13施設は、現行の管理を委託してい

る団体を指定管理者としたいと考えています。条例は9月議会の上程を予定しています」との答弁がございました。

「14施設あって、公募が1、残り13は現行のままというのはどういうことなのか、これまで以上のサービスを維持しながら、管理のあり方を工夫し、合理化して経費を節減するのが改正の趣旨と考えられるが」との質疑に対して「福祉事業団、文化振興財団、防府スポーツセンターなど、施設を管理運営するために出資して、団体を設立した経緯があります。管理委託制度がなくなるので、指定管理者制度に移行するか、直営にするか、二者択一となります。現行、委託している団体は、それぞれ設立目的を持っているので、公募によらず、指定管理者制度に移行せざるを得ない状況にあります。経費の節減については、これまでも第三次行革の前期計画において、外郭団体であっても経費の節減を図る努力をしていますので、少しずつ効率的な運営を行ってきております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、お諮りしましたところ、「運営について安心できる体制ができるのか保証がなく、施設管理の公的責任の放棄につながることで、また、対象が福祉、文化、教育など、際限なく広がる道筋が立てられており、議会のチェック機能が後退する問題をはらんでいる」との反対意見もございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結して討論を求めます。25番。

25番（田中 健次君） 提案されております議案第57号に反対の立場で討論いたします。

指定管理者制度は、経費の縮減というよりも、市場に行政サービスを開放していく行政サービスの市場化のための制度であります。そもそも市場原理に任せていたのでは、すべての人々の権利は保障されません。だからこそ自治体が税金でさまざまな施設を設置し、運営をしているものであります。指定管理者に民間企業を導入し、市場に任せれば、指定管理者としては、コストのかかる高い質のサービスはできるだけ抑えたり、できるだけ管理運営経費を抑えて利益を確保する道を選ぶようになると思います。したがって、指定管理者の導入によって、サービス向上への動機づけはむしろ失われていくものと思います。このような制度化のための条例に反対をいたします。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 今回の条例は、2003年6月に地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理について、従来の管理委託制度から、営利を目的にした株式会社など民間事業者も含む指定管理者に管理を認める制度に転換をするものでございます。私どもは、この条例案は、次に述べます理由で反対の態度を表明したいと思います。

その第1の理由は、地方自治法第244条でも明記をされております住民の福祉の増進を目的とするということが明記されず、公の施設管理における公的責任を放棄することにつながるからでございます。

指定管理者は、従来の管理委託制度とは違って、利用許可や開館時間、あるいは使用料金設定もでき、働く職員雇用や賃金、労働条件なども管理できるようになりますから、これまでの活動実績や専門性、あるいは技術、人材などの蓄積とか、利用者とのつながりとか、利用者の利便、料金の減免、あるいは運営の公開など果たして安心できる体制ができるかどうか、そういった保障がございません。

そこで働く職員の労働条件や採用、雇いどめ、派遣労働者への丸投げなどに対する歯どめが全く示されていない状況でございます。人件費の切り詰めが押しつけられて、働いている方々の身分や労働条件は著しく不安定になってまいります。こうした雇用問題もさまざまな形で起こることにもなります。

第2の理由は、委員長報告でもございましたように、対象が際限なく拡大をされまして、福祉、あるいは文化、教育など、あらゆる分野に及んでくることを容認するからでございます。2003年8月29日に、厚生労働省の通達で「社会福祉施設における指定管理者制度の活用について」、こういう項目が通達の中でありましたけれども、これを見ましても、特別養護老人ホームなどの第1種社会福祉事業も株式会社に管理をゆだねることができるとの見解が示されております。

反対する第3の理由につきましては、議会のチェック機能、これが後退するという点でございます。議会に対しての報告規定もなく、業務の監査の規定もありません。市民や利用者の声がどのように反映できるのか、公募の段階から指定後も含めて、透明性、公平性を担保する規定や、市民参加の審議会及び利用者運営委員会が必要だというふうに考えます。

このように、さまざまな問題点を含んだ今回の手続条例の制定につきましては、賛成しがたい態度を表明したいと思います。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（原田 洋介君） 議案第57号防府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。

この指定管理者制度についてですが、私、前回一般質問でもさせていただきましたけれども、この指定管理者制度の本来の趣旨というものは、そうした公の施設の管理に民間の活力等を導入するというものでございます。

今回、この条例の改正で、これから指定管理者の手續等が進んでいくわけですが、今回、御検討された中で、公募によるものは1件ということでしたけれども、前回の一般質問のときにも述べさせていただきましたが、やはりいろいろある外郭団体の方にも、しっかりと競争意識というものを持っていただきたいというふうに思います。

ただ、その委託契約、現行のままで、先ほどの委員長報告の中にもありましたけれども、執行部の方は、現行のままでということですが、実際にそういった外郭団体でも、しっかりと民間とコンペを競い、しっかりと危機意識を持ってやっていらっしゃるという事例もたくさんあります。ですから、そういったこともぜひともこれから御検討いただくようお願いを申し上げまして、賛成をさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第57号については、総務委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（久保 玄爾君） 起立多数でございます。よって、議案第57号については、原案のとおり可決されました。

議案第58号防府市中高年齢労働者福祉センター設置及び管理条例中改正について

（経済委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） 議案第58号を議題といたします。本案については経済委員会に付託されておりましたので、経済委員長の報告を求めます。14番、安藤議員。

〔経済常任委員長 安藤 二郎君 登壇〕

14番（安藤 二郎君） 議案第58号防府市中高年齢労働者福祉センター設置及び管理条例中改正につきまして、去る6月23日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本案は、防府市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ防府）に平成18年度から指定管理者制度を導入するため所要の改正をしようとするものでございます。

審査の過程の主な質疑等を申し上げますと、「来年度から指定管理者制度を導入することであるが、管理上は、市が直営で管理する方がよいのか、指定管理者の方がよいのか」との質疑に対して、「直営と指定管理者の選択肢はありますが、指定管理者において

は、民間の方々が運営に参画をされますので、民間の方々のノウハウを運営に生かしていただく中で、少ない経費で充実した市民サービスが提供できるのではと期待しております」との答弁がございました。

また、「指定管理者が運営をしてもそれほどの利益は出ないように思われるが」との質疑に対して、「民間の方が運営に参画された場合、管理経費等をどれだけ縮減し、利用度をいかに高めていくのかという中で利益が生まれてまいります。そのあたりの知恵の出どころを指定管理者に期待するところです」との答弁がございました。

また、「利用率を高めるために、器具も含めて今後いろいろな投資をする場合、市の方で投資をするようになるのか」との質疑に対して、「施設において大きな修繕等が出た場合は、市が行うべきものなのか、委託料や利用料収入の中で指定管理者に行ってもらうのかは、それぞれのケースで話し合いになると思います。例えば、トレーニング室にある各種器具については、更新とか修繕が必要になると思いますが、その必要度とか傷みぐあい等を判断し、器具を更新する場合は、主に市の方で対応するようになるうか思います。また、同じ指定管理者が未来永劫管理者となるわけではなく、指定管理者がかわる可能性があるということも考慮に入れ、備品等については、どこまで市がかかわっていくのかを検討しなければならないと考えております」との答弁がございました。

これに対して、「委託料については、施設の修繕、備品の購入等のとらえ方で相当変わってくると思われるので、委託料の設定に当たっては熟考してほしい」との要望がございました。

また、「指定管理者が人件費を抑制することにより、サービスが低下した場合、市は口出しができるのか」との質疑に対して、「指定管理者の指定の手續等に関する条例において、毎年度、事業報告書の提出を求めています。その他にも月例報告を提出してもらうことを考えています。また、利用者アンケートを実施し、運営上の問題があれば市が指定管理者と話し合い、改善していくことになるうかと思えます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結して討論を求めます。25番。

25番（田中 健次君） 前号で反対いたしました指定管理者を公募するため、この議会で条例改正をするものであり、反対をいたします。

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第58号については、経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（久保 玄爾君） 起立多数でございます。よって、議案第58号については、原案のとおり可決されました。

議案第64号平成17年度防府市一般会計補正予算（第1号）

（各常任委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） 議案第64号を議題といたします。本案については各常任委員会に付託されておりましたので、まず、総務委員長の報告を求めます。20番、河杉議員。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

20番（河杉 憲二君） さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました、議案第64号平成17年度防府市一般会計補正予算（第1号）中、総務委員会所管事項について、去る6月23日、委員会を開催し審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしまして、歳入面で、離島航路補助金については、平成16年度の野島海運の欠損額に対する国の補助金額が確定し、これに伴い県の補助金額が確定しましたので補正するものです。

繰越金は、平成16年度の決算見込みに基づき10億円を計上しております。繰越金の処理については、一般会計において18億数千万円程度の黒字が見込まれますが、同和地区住宅資金貸付事業特別会計を含めた普通会計で計算し、その実質収支の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てをし、残りの10億円を繰越金として見込み計上しているものでございます。

総務課雑入は、4月から実施した職員の通勤車両の駐車場利用料金の見込み総額を計上しております。

広報広聴課雑入は、財団法人自治総合センター自治宝くじ助成金を計上しております。

また、歳出面で、総務課の印刷製本費は、自主防災組織ガイドブックの印刷に充てるものです。

離島航路補助金は、野島海運の平成16年度欠損額に対する国の補助が確定したことに伴う、市の精算分と財源の組み替えでございます。

また、一般コミュニティ助成事業自治宝くじ助成金は、華浦晒石地域が晒石奴保存会の奴衣装、用具等の備品整備として、また勝間地域が、明るい勝間地域推進協議会の諸活動推進のためのテント、音響機器等の備品整備として、財団法人自治総合センターの助成を受けまして、同額の経費を助成するものです。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「繰越金の10億円について、行革で予算を削っているが、必要なサービスは提供すべきで、10億円あれば、16年度にもっといろいろな事業ができたのではないか。18億円の黒字が出た結果をどのように受けとめるのか」との質疑に対して「歳入では、法人市民税、償却資産税が、予算編成時の見込み以上に、約5億5,000万円伸びています。特別とん税、地方消費税交付金、地方交付税で総額4億円、また、斎場使用料、災害保険給付金等の使用料、雑入が約1億円当初より増加しており、総額で約10億5,000万円が歳入増となっています。この要因は、景気の動向等、不透明な中、予算編成時で見積もることが難しい状況にありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、歳出については、人件費で約1億4,000万円、物件費で約3億円の不用額が生じております。これは、例えば随意契約から一般競争入札への切りかえ等、行政改革意識の浸透効果であったと考えています。公債費は約6,000万円、繰出金に約1億円、全体で約6億円の不用額が生じています。以上のことを総合して、一般会計での実質収支の額については、御理解いただけるのではないかと考えています。

また、単年度収支は約5億円ですが、平成15年度と16年度の税収増の差額、行革効果による物件費の不用額がなければ、約4億8,000万円の赤字になっていたと考えられます。

お尋ねの平成16年度事業につきまして、予算編成においては、住民サービスの堅持を基本に考え、編成いたしました。合併協議においても、本市が他市に負けないサービスであることは検証できたと考えています。また、さきに平成21年度までの収支見直しをお示ししていますが、将来、ごみの焼却場、スポーツセンターの建設など、大型事業に対応するために、可能な限り基金に積み上げていく必要があります。

今年度、約18億円の一般会計の実質収支が出たことで、将来に対応できる基礎づくりができたと考えています。ことしの繰り越しについては、将来、何らかの金利負担のかかるものに、充当していければと考えています」との答弁がございました。

この答弁に対して「市民サービスが低下して、市民が苦勞している中、実際は、予算上これだけの繰り越しが出ていることは、市民にはやはり納得できない部分がある」との意見がございました。

次に、「総務課雑入について、数字の根拠と雑入で処理されている理由を」との質疑に対して「月2,000円で、職員数が337人、道路の拡幅工事で一部使用できなくなるので、7月以降289人で試算しています。

駐車場利用料金について、条例化して行政財産の使用許可となると、使用料ということになりますが、職員の福利厚生として行政財産を使うこと、また、他市の例を参考にして、要綱で制度を定めていますので、雑入での予算計上が適当と判断いたしました」との答弁がございました。

「職員の駐車場の問題は、職員組合と交渉をされているが、合意がされないまま、4月から、なぜ早急に踏み切ったのか」との質疑に対して「昨年3月5日に提示して、その後、鋭意交渉をし、18回交渉をしてまいりました。協議を尽くした点については、組合も同じ認識であり、早急ということではなく、協議を尽くした結果でございます」との答弁がございました。

意見として「議論を尽くしたが、組合と話が合わなかった。だから取れるという発想に問題がある。議論を尽くしたといえども、お互いに問題点があって合意に至らないわけで、議論を続ける姿勢が必要だと思う。こうしたやり方は、市政運営においても問題がある」との指摘がございました。

「自主防災ガイドブックについて、市の求めるところは何か。自主防災組織は大がかりな組織となるが、班編成等は自治会に任せるのか。市の方針があるのか」との質疑に対して「自治会単位で自主防災組織をつくりたいと考えており、市が自治会にお願いするのは、班編成といった大がかりなものではなく、自治会の規約の中に、自主防災組織として活動することを規定して、連絡網をつくっていただければよく、班編成は将来的なものとしてお願いしています。自治会への協力、指導等のメニューについては検討中で、要望のうち、できるものから行って、組織づくりに力を入れてまいります」との答弁がございました。

また、「職員の駐車場利用料の歳入費目について、条例を整備して、使用料及び手数料として処理すべきである」との要望もございました。

審査を尽くしたところで、お諮りしましたところ、「今回の補正予算については、総務課雑入の中に職員の駐車場利用料金が計上されている点、組合との合意なしに、実施に持っていく姿勢に対して、反対をいたします」との反対意見もございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。15番、藤野議員。

〔教育民生常任委員長 藤野 文彦君 登壇〕

15番（藤野 文彦君） 議案第64号平成17年度防府市一般会計補正予算（第1号）中、教育民生委員会所管事項につきまして、去る6月24日、委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳入につきましては、補助事業等の内示決定に伴う国庫支出金が計上されているもの等でございます。

次に、歳出につきまして、まず民生費では、児童福祉施設費において、華城第二留守家庭児童学級の新設に伴う経費が計上されているものでございます。

次に、教育費では、社会教育施設費において、華城公民館への進入路改良工事に対する経費が計上されているものでございます。

審査の過程における主な質疑につきましては、「留守家庭児童学級建設について、次世代育成支援対策施設整備交付金として国からの交付金があるが、県の補助はないのか」との質疑に対して「国においては、留守家庭児童学級建設に際し、従来は補助金として交付していたものを、今年度より交付金制度に改め、子育て支援のための拠点施設の中の一つとして位置づけ、ポイント制を加えたものといたしておりますが、県の補助はございません」との答弁がございました。

これに対して、「現在、県において交付金という計画はないのかもしれないが、子育て支援のための拠点施設の交付金等について、県も負担するよう、市長会から県の方へ要望として上げていただくとかの検討をお願いしたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 次に、経済委員長の報告を求めます。14番、安藤議員。

〔経済常任委員長 安藤 二郎君 登壇〕

14番（安藤 二郎君） 議案第64号平成17年度防府市一般会計補正予算（第1号）中、経済委員会所管事項につきまして、去る6月23日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正といたしましては、歳入におきまして、大平山山頂公園駐車場使用料を全額減額し、歳出におきまして、大平山山頂公園駐車場への機器設置に伴う機器使用料や保守委託料等を全額、減額補正しているものでございます。

当委員会といたしましては、特段御報告申し上げる事項もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、建設委員長の報告を求めます。22番、大村議員。

〔建設常任委員長 大村 崇治君 登壇〕

22番（大村 崇治君） 議案第64号平成17年度防府市一般会計補正予算（第1号）中、建設委員会所管事項につきまして、去る6月24日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳入につきましては、補助事業の内示決定等による国庫支出金、県支出金が計上されているものでございます。

次に、歳出につきましては、都市計画費の公園費において、天神山公園トイレの改修経費が計上されているものでございます。

土地区画整理費において、国の内示により、駅北土地区画整理事業の交付金事業分を減額補正し、通常補助事業の追加補正が計上されているものでございます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結して討論を求めます。10番。

10番（木村 一彦君） 議案第64号平成17年度防府市一般会計補正予算に反対をいたします。

この補正予算には、総務課雑入として721万9,000円が計上されておりますが、これは、先ほどの総務委員長の報告にもありましたように、職員の通勤車両の駐車場料金を取るものであります。しかし、これは職員組合との合意が成立しておりませんし、労使の合意のないものをこうして予算化することに大いに疑問を感じざるを得ません。

今日、国によって三位一体の改革に代表されるような地方自治体への圧迫が一段と強まっております。こういうときだけに、行政はもちろんのこと、議会・住民が一丸となって、こうした国の攻撃から地方自治と地方自治体を守ることが必要であります。こういうやり方は行政内部の団結にひびを入れ、将来に禍根を残すというふうにも考えます。よって、これに反対いたします。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 総務課雑入として、市職員の駐車場料金収入が計上されておりますが、これは、労使合意がないまま見切り発車されたものであります。労使合意がな

いま見切り発車したということは、労働組合を否定し、健全な労使関係を築くという点からマイナスであり、したがって、賛成しがたい旨、態度表明いたします。

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第64号については、各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（久保 玄爾君） 起立多数でございます。よって、議案第64号については、原案のとおり可決されました。

議案第65号平成17年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

（教育民生委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） 議案第65号を議題といたします。本案については教育民生委員会に付託されておりましたので、教育民生委員長の報告を求めます。15番、藤野議員。

〔教育民生常任委員長 藤野 文彦君 登壇〕

15番（藤野 文彦君） 議案第65号平成17年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、去る6月24日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正は、平成16年度の老人医療費の確定に伴いまして、精算するものでございます。

歳入では、過年度分の支払基金交付金及び国庫支出金について減額するものでございます。

次に、歳出では、超過交付となりました国・県負担金等の償還金を計上し、繰上充用金を減額するものでございます。

当委員会といたしましては、特段御報告申し上げる事項もなく、執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、当委員会に付託されました特別会計補正予算の議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第65号については、委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第65号については、原案のとおり可決されました。

推薦第2号防府市農業委員会委員の推薦について

議長（久保 玄爾君） 推薦第2号を議題といたします。ここで、地方自治法第117条の規定により、行重議員の退席を求めます。

〔18番 行重 延昭君 退席〕

議長（久保 玄爾君） お諮りします。本件については、会議規則第36条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第2号については、行重延昭、徳重一代の両氏を推薦することに決しました。

意見書第1号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

議長（久保 玄爾君） 意見書第1号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。22番、大村議員。

〔22番 大村 崇治君 登壇〕

22番（大村 崇治君） お手元の地方六団体改革案の早期実現に関する意見書につい

て提案説明いたします。

御案内のとおり、昨年11月の三位一体改革についての政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含めおおむね3兆円とし、その8割を明示したものの、残りの2割については、平成17年度中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされており、これでは真の地方分権改革とは言えない状況にあります。

よって、次に示す残された課題等についての早期実現に向けて、地方六団体挙げて国や政府に対して意見書を提出しようとするものです。

よろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第1号については、原案のとおり可決されました。

意見書第2号地方議会制度の充実強化に関する意見書

議長（久保 玄爾君） 意見書第2号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。19番、原田議員。

〔19番 原田 洋介君 登壇〕

19番（原田 洋介君） 意見書第2号地方議会制度の充実強化に関する意見書について説明をさせていただきます。

内容につきましては、お手元に配付しておりますとおりでございますが、地方分権の進んでいる今日、地方議会のさらなる機能強化が求められております。この地方議会の機能を十分発揮するために、議長に議会招集権を付与すること、委員会にも議案提出権を認めること、議会に附属機関の設置を可能とすることなどを強く求めるものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第2号については、原案のとおり可決されました。

決議第1号市民生活を支える道路整備の推進と道路予算の拡充を求める要望決議

議長（久保 玄爾君） 決議第1号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。
18番、行重議員。

〔18番 行重 延昭君 登壇〕

18番（行重 延昭君） 決議第1号市民生活を支える道路整備の推進と道路予算の拡充を求める要望決議について御説明申し上げます。

お手元に配付しておりますとおりでございますが、政府及び国会に対して、平成18年度の予算編成に当たって、地方の課題に的確に対応した道路整備を推進するために、地方幹線道路の整備や橋梁の耐震補強等の対策の推進、また、環状道路等の幹線道路ネットワークの整備や交差点の立体化等の推進を求めることについて、強く決議するものでございます。

よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第1号については、原案のとおり可決されました。

決議第2号山口県立工業高等学校の設置を求める要望決議

議長（久保 玄爾君） 決議第2号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。18番、行重議員。

〔18番 行重 延昭君 登壇〕

18番（行重 延昭君） 決議第2号山口県立工業高等学校の設置を求める要望決議について御説明申し上げます。

現在、山口県内には12の県立工業高等学校が設置されております。しかしながら、県内屈指の工業地帯である防府市に工業高等学校が設置されていないのが現状であり、防府市内から多くの生徒たちが近隣市の工業高校に通学せざるを得ない状況が続いており、県立工業高等学校の設置は待望久しいものがあります。

山口県においては、少子・高齢化による生徒数の減少により、学校の統廃合等が計画されようとしておりますが、この機をとらえ、県内一の製造品出荷高を誇る防府市に早期に県立工業高等学校の設置を要望するものであります。

皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第2号については、原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（久保 玄爾君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第102条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

議長（久保 玄爾君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成17年第2回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前10時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年6月29日

防府市議会議長 久 保 玄 爾

防府市議会議員 藤 本 和 久

防府市議会議員 弘 中 正 俊